



射水市 IT 活用支援事業補助金について

市内の中小企業者がインターネットを利用して自社製品又はサービス等の販路開拓、拡大事業を行う際の初期経費及び運営経費等の一部を支援します。

1 補助内容

| 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
|---|--|--------------------|--------------------------------|
| 市内に本社（実質的に事業活動が行われている場合に限る。）又は主たる事業所を有する中小企業者 | (1) 店舗ホームページ※ ¹ 開設の初期経費 (2) インターネットショップ※ ² への出店に要する初期経費（入会費等） (3) インターネットショップ等の月額利用料 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">*最大12ヶ月。当該年度において12ヶ月分に満たず、かつ補助限度額に達しない場合は、その翌年度に残期間分を対象経費とし、補助限度額との差額を上限とします。</div> (4) 店舗ホームページ、インターネットショップにおける自社ページの改良費 | 1/2 以内 千円未満切り捨て | 10万円 ※自社HP開設・改良のみは3万円以内 |

※1 店舗ホームページ：自社製品又はサービス等の販売を目的としたインターネット上の店舗。ウェブ上で受注が出来る仕組みを備えたもの。

※2 インターネットショップ：複数の店舗が登録し、顧客がウェブ上で商品やサービスの注文内容及び決済方法を確定するシステムを有するもの。

2 注意事項

- (1) 同一申請年度内に、国又は県等から関連する補助金等の交付を受ける場合は、本補助金の対象となりません。
- (2) 補助申請は、必ず補助事業着手前に手続きをしてください。（着手後の申請はできません。）また、当該補助申請前に支払いが完了したのものについては、補助対象経費になりません。
- (3) 補助対象経費に消費税は含みません。
- (4) 本補助金に係る事業は、交付決定後、必ず交付決定年度内に事業を終了し、実績報告書を提出してください。
- (5) 市税及び早期完済保証料助成金返還金を滞納している場合は、補助金を交付することができません。

3 申請方法

補助申請に当たっては、申請書類を作成の上、商工企業立地課まで提出してください。

- ① 補助金等交付申請書
- ② 事業計画書及び収支予算書（様式第1号）
- ③ 市税完納証明書（本庁舎、各地区センターで取得できます。）
- ④ その他経費に係る見積書等

4 提出・お問い合わせ先

〒939-0292 富山県射水市小島 703 番地

射水市役所 商工企業立地課 商工労政係 TEL:0766-51-6675 FAX: 0766-51-6690

メールアドレス:kigyous@city.imizu.lg.jp

ホームページアドレス URL :

<http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDt1.aspx?servno=27112>

